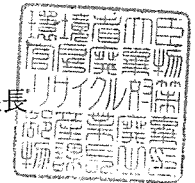


環廃産発第 1704281 号

平成 29 年 4 月 28 日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年環境省令第 8 号）は、平成 29 年 4 月 28 日に公布され、一部を除き、平成 29 年 10 月 1 日から施行される。

ついては、下記事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 許可申請の添付書類の様式

1 改正の趣旨

産業廃棄物収集運搬業許可申請、同更新許可申請及び同事業範囲変更許可申請並びに特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請、同更新許可申請及び同事業範囲変更許可申請（以下「許可申請」という。）の添付書類については、平成 18 年 3 月 31 日付け環廃産発 060331001 号本職通知「「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）において平成 17 年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について（通知）」において、その様式を示してきたところである。今般、当該添付書類の様式について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。）において当該添付書類の様式を定めたものである。

2 改正の内容

許可申請の添付書類につき、事業計画の概要を記載した書類（廃棄物処理法施行規則第9条の2第2項第1号）、事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類及び図面並びに当該施設の付近の見取図（同項第2号）、当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（同項第5号）、申請書が個人である場合の資産に関する調書（同項第7号）及び申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面（同項第10号）に係る様式を定めること。（廃棄物処理法施行規則第9条の2第3項、様式第6号の2、第10条の4第5項、第10条の9第2項、第10条の12第2項、第10条の22第2項及び第11条第8項）

3 その他

平成18年3月31日付け環廃産発060331001号本職通知「「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成17年3月25日閣議決定）において平成17年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について（通知）」第三（1）及びそれに係る標準の様式は、平成29年9月30日限り、廃止することとしたこと。

第二 登記事項証明書の添付を要する変更届出

1 改正の趣旨

産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者（以下「産業廃棄物処理業者等」という。）は、名称、役員などを変更したときは、「変更の日から10日以内」に都道府県知事又は政令市長に届け出なければならない。産業廃棄物処理業者等又は産業廃棄物処理施設設置者は、変更届出において、氏名又は名称の変更の場合には、法人にあっては登記事項証明書の添付が必要であるとともに、役員の変更の場合にも、法人にあっては登記事項証明書の添付を求められている実態がある。

一方、登記事項証明書の交付の前提となる変更登記については、変更から2週間以内に変更の登記をすることとなっており（会社法（平成17年法律第86号）第915条）、変更登記の標準処理期間は、申請書の提出から即日ないし10日程度とされている。したがって、産業廃棄物処理業者等が法人の場合において、登記事項証明書の添付を要する変更届出を行う場合については、「変更の日から10日以内」とする提出期限を超過する可能性があるため、所要の改正を行ったものである。

2 改正の内容

産業廃棄物処理業変更届出及び特別管理産業廃棄物処理業変更届出（以下「産業廃棄物処理業等変更届出」という。）並びに産業廃棄物処理施設変更届出について、役員の変更の場合に、法人にあっては、登記事項証明書の添付を定めるとともに、産業廃棄物処

理業等変更届出について、法人にあって登記事項証明書の添付を必要とする場合には、その期限を 30 日以内とすること。(廃棄物処理法施行規則第 10 条の 10 第 2 項及び第 3 項、第 10 条の 23 第 2 項及び第 3 項並びに第 12 条の 10 の 2 第 2 項)

第三 施行期日

- 1 第一に掲げる事項 平成 29 年 10 月 1 日
- 2 第二に掲げる事項 平成 29 年 5 月 15 日